

再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化

矯正教育体制の充実

刑事施設

一般改善指導

全受刑者を対象として指導を実施

規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、心身の健康の増進等

生活設計、行動様式の付与等

被害者感情の理解等



特別改善指導

罪名や問題性に応じた専門的プログラムによる指導を実施

薬物依存離脱指導

暴力団離脱指導

性犯罪再犯防止指導

被害者の視点を取り入れた教育

交通安全指導

就労支援指導

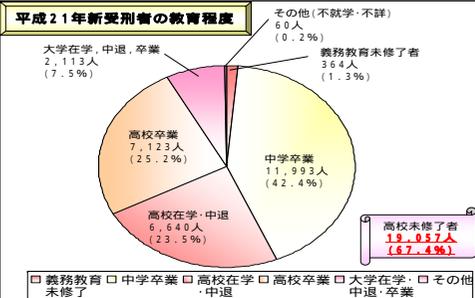
教科指導

補習教科教育

小学校又は中学校の教科の内容に準ずる指導

特別教科教育

高等学校又は大学の教科の内容に準ずる指導



少年院

5領域に基づく矯正教育の実施

生活指導

問題行動指導
・薬物問題
・被害者の視点を取り入れた教育等
治療的教育
情操教育
基本的な生活訓練
保護関係調整指導
・保護者に対する指導、助言等
進路指導

職業補導

職業訓練
職業指導
院外委嘱職業補導

保健・体育

保健衛生
体育

教科教育

義務教育
高等学校教育
補習教育
院外委嘱教科教育

特別活動

自主的活動
院外教育活動
クラブ活動
レクリエーション
行事

地域生活定着支援の推進

刑事施設・少年院

福祉による支援が必要な被収容者の選定
当該被収容者の福祉ニーズの把握
円滑な社会復帰に向けた居住調整



社会福祉士等による調査

福祉による支援が必要な被収容者の選定
当該被収容者の福祉ニーズの把握
当該被収容者が行う福祉サービス等の申請手続に対する援助等



情報の提供

連絡・調整
(帰住地等)



保護観察所



地域生活定着支援センター



協力依頼



連絡・調整

受入先の調整等

他県の地域生活定着支援センター



他県の福祉等実施機関

福祉等実施機関

自治体福祉部等
福祉事務所
医療機関
地域包括支援センター
障害相談支援事業者
社会福祉施策
社会保険事務所



就労支援体制等の充実

刑事施設

入所

職業的知識・技術の向上 / 職業能力の発掘

雇用情勢に応じた職業訓練
協力雇用主の職種に応じた職業訓練
職業紹介講話の実施

自立能力の付与・社会性のかん養

社会復帰適応訓練
(SST / ビジネスマナー講習)の導入

ビジネスマナー講座



就労環境・体制の整備

就労支援スタッフ(キャリアコンサルタント)の配置
【公共職業安定所・雇用主等との連絡調整,
求人情報等の入手, 求職受刑者の紹介等】



就労支援用テレビ電話による就職説明会・採用面接
外部通信機器の導入
【電話通信による出所後の就職先の雇用主等の連絡】
高卒程度認定試験受験支援スタッフの導入
就労支援用インターネットパソコンの整備

出所

就労安定 円滑な社会復帰・再犯防止



少年院

入院

新入時教育

新入時オリエンテーションにおいて、就労支援について周知
入院するまでの就労状況について振り返り
職業に関する自分の考えを整理(面接・作文指導)
少年との面接による就労への意向確認等(～ 出院準備教育)

中間期教育(前期・後期)

就労支援スタッフによるキャリアコンサルティング
インターネットパソコンによる就職・求人情報の入手
講話・SSTによる指導
(社会生活に必要な職業上の知識及び技能の習得)
職業訓練(就労習慣を育成, 職業資格の習得)

就労支援関連事務



出院準備教育

就労支援調整(雇用主と面接等)

出院

就労安定 円滑な社会復帰・再犯防止



矯正施設の整備

各種改善指導, 矯正教育を実施するために必要

老朽, 面積不足, 耐震強度不足及び
機能不備にある刑務所・少年院の整備



P F I 手法による刑事施設の運営等事業

美祢社会復帰促進センター (山口県美祢市, 収容定員1,300人)



事業者

社会復帰サポート美祢(株)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子・女子受刑者

事業概要

施設整備, 維持管理, 運営を実施

事業期間: 20年間

スケジュール

平成17年6月 契約締結
平成19年4月 運営開始
平成22年8月 変更契約締結

経費節減効果
約47億円 (8.5%)

島根あさひ社会復帰促進センター (島根県浜田市, 収容定員2,000人)



事業者

島根あさひソーシャルサポート(株)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

施設整備, 維持管理, 運営を実施

事業期間: 20年間

スケジュール

平成18年10月 契約締結
平成20年10月 運営開始

経費節減効果
約103億円 (10.1%)

喜連川社会復帰促進センター (栃木県さくら市, 収容定員2,000人)



事業者

社会復帰サポート喜連川(株)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

維持管理, 運営に特化

事業期間: 15年間

スケジュール

平成19年 6月 契約締結
平成19年10月 運営開始

経費節減効果
約14億円 (3.4%)

播磨社会復帰促進センター (兵庫県加古川市, 収容定員1,000人)



事業者

播磨ソーシャルサポート(株)

収容対象

犯罪傾向の進んでいない男子受刑者

事業概要

維持管理, 運営に特化

事業期間: 15年間

スケジュール

平成19年 5月 契約締結
平成19年10月 運営開始
平成23年度 変更契約予定

経費節減効果
約6億円 (2.3%)

構造改革特区制度の活用

業務の大幅な民間委託

委託範囲の拡大
地域雇用の増大

民間のノウハウの活用

効率的運営が可能な施設構造
効率的・効果的な機器の導入

矯正教育・職業訓練の充実
就労支援の充実

公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務

総務・警備

対象施設

静岡刑務所, 笠松刑務所

事業者

アール・エス・シーグループ

事業期間

7年間(平成22年5月~29年3月)

民間のノウハウの活用

スケールメリット
による経済性の向上

作業・職業訓練・教育・分類

対象施設

黒羽刑務所, 静岡刑務所, 笠松刑務所

事業者

三井物産グループ

事業期間

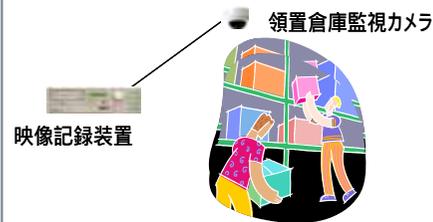
7年間(平成22年5月~29年3月)

総務

面会予約システム



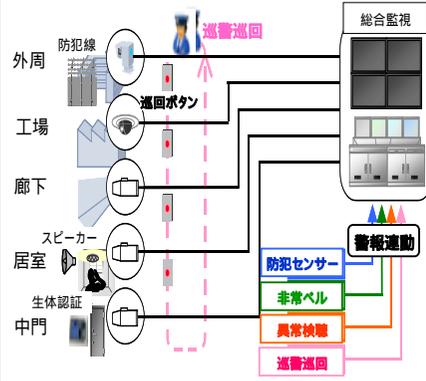
領置倉庫監視カメラ



利便性の向上と適正な業務の実施

警備

警備システム



・警備システムとの連携による警備業務の効率化



異常の早期発見・通報 → 確実な状況把握等

効率的な警備体制の確立

作業・職業訓練

社会貢献作業の実施

・古着の仕分け・回収作業を実施し、発展途上国へ寄付

農業科

・施設内の農業で職業訓練として農業に関する基礎知識と技術を習得

・外部通勤作業として近隣の農業法人で農作業を実施

ネイリスト科

・専門学校の協力の下、基礎技術の習得と自立開業に必要な知識の習得

給食

・新調理システムを導入した就労に直結する実践的職業訓練の実施

給食担当企業での採用

就労に結びつく職業訓練

教育・分類

ファンダメンタルプログラム

・社会復帰後、健全な生活を送るために必要な基礎的知識の習得

反犯罪性思考プログラム

・認知行動療法を用いたグループワーク

アディクションコントロール

・依存症からの回復のための心理療法的グループワーク

作業療法

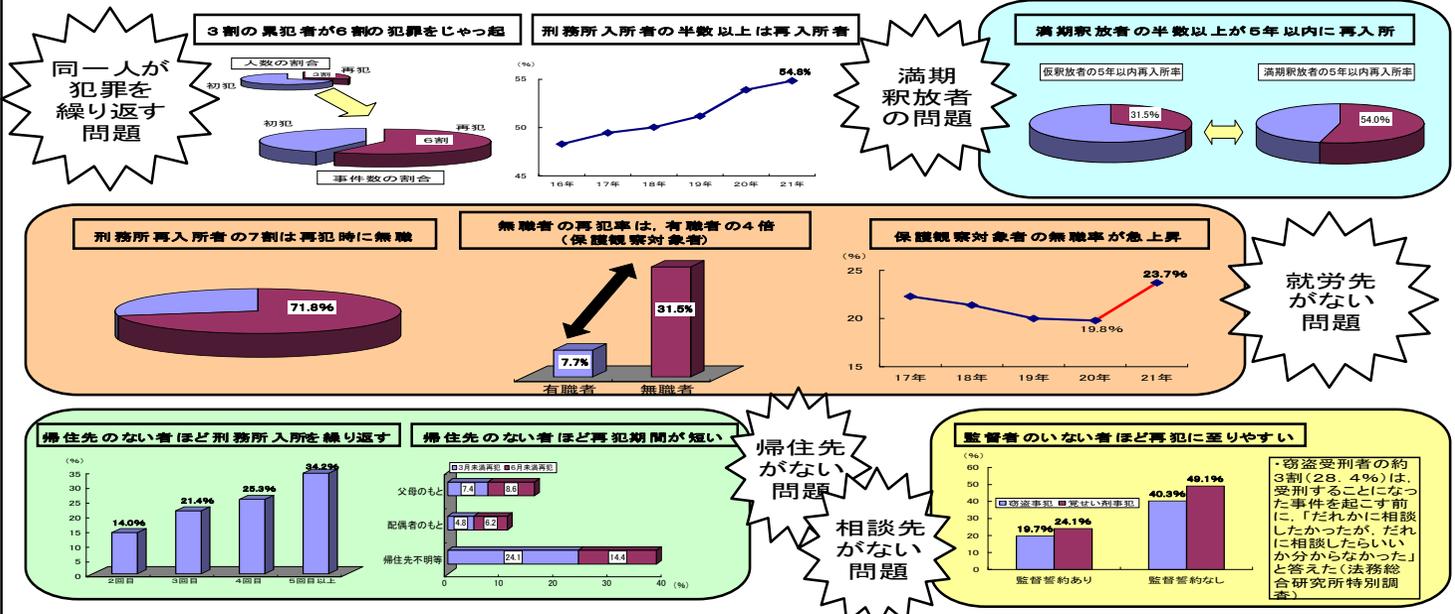
・フラワーセラピー
・リハビリスポーツ
・つくるプログラム



民間ネットワークによる多様なプログラム

再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業の維持・強化（社会内処遇）

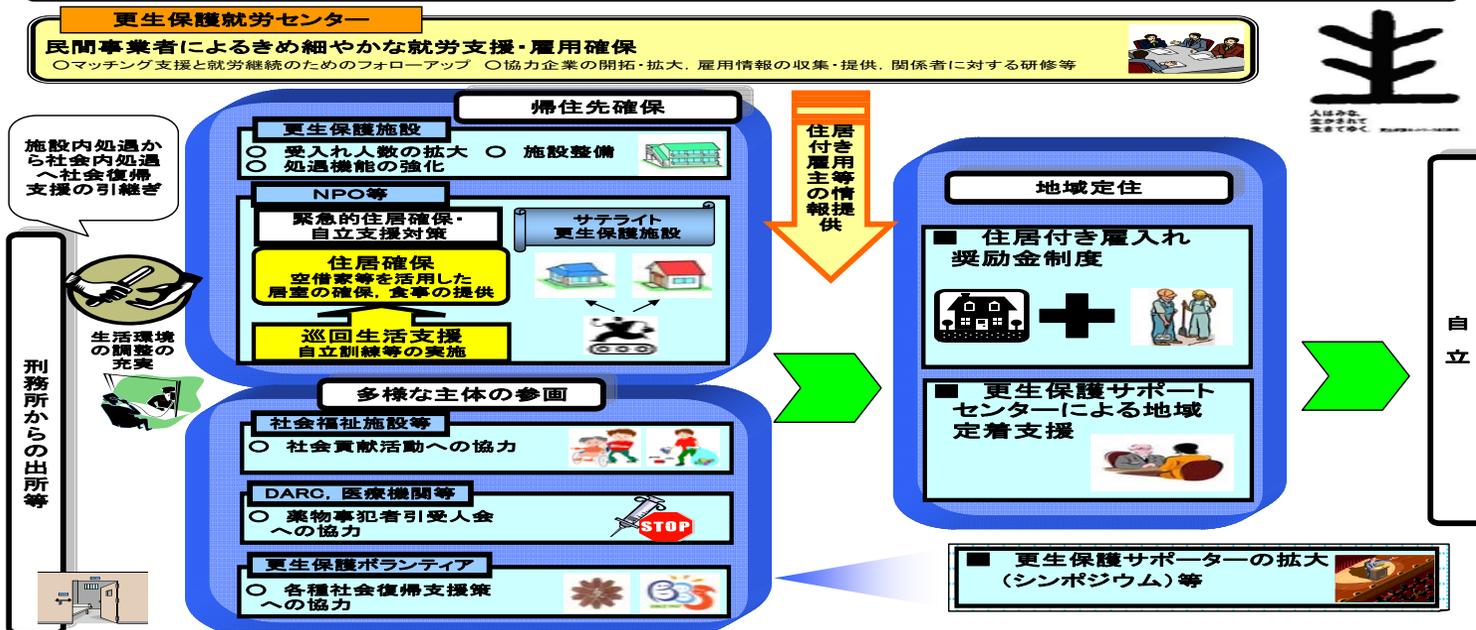
刑務所出所者等をめぐる問題



（主な内容）

- 1 民間のノウハウを活かした就労支援・雇用確保（更生保護就労センター事業）
- 2 民間の資源を活かした生活基盤確保の充実・強化（更生保護施設による受入れ等）
- 3 更生保護サポートセンターによる支援の強化
- 4 保護司適任者の確保及び更生保護サポーターの拡大
- 5 民間との連携による保護観察処遇（社会貢献活動の実施体制の整備、薬物事犯者処遇の強化）

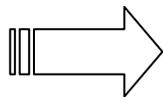
◆ 刑務所出所者等の社会復帰支援の強化（全体イメージ図）



1 民間のノウハウを活かした就労支援・雇用確保 (更生保護就労センター事業(仮称))

- 近年の雇用情勢悪化等の中，刑務所出所者等の就労確保はより一層困難な状況
⇒ 再犯防止のため，刑務所出所者等の就労確保と就労定着を図る必要

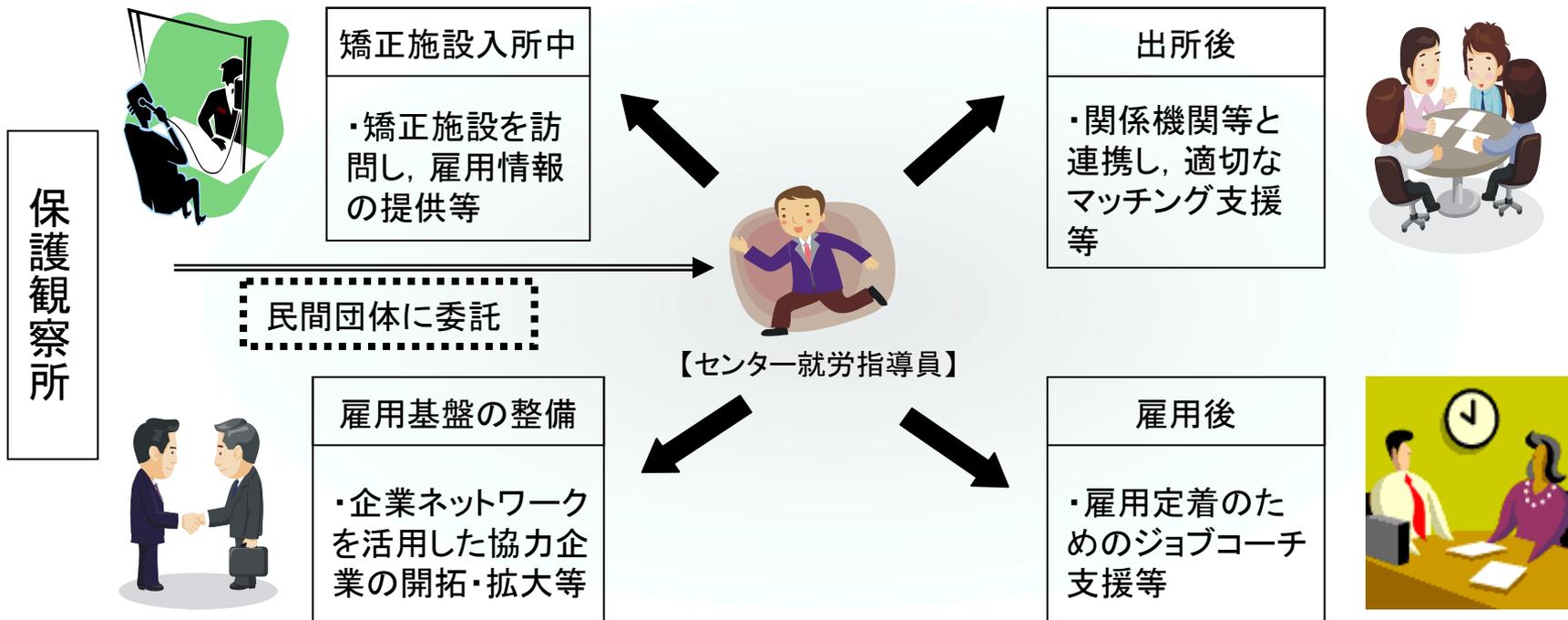
《対策》



民間団体と強かに連携し，

- 矯正施設(刑務所・少年院)入所中から雇用後のフォローアップまでのきめ細かい支援
- 企業ネットワークを活用した雇用基盤の整備

【就労センター事業】



2 民間の資源を活かした生活基盤確保の充実・強化

○行き場のない刑務所出所者等が増加傾向
⇒再犯防止のため、刑務所出所者等の住居を確保する必要

《対策1》更生保護施設の機能強化

更生保護施設

- ・行き場のない刑務所出所者等に居室・食事を提供し、就労・生活指導をして自立させる施設
- ・全国に104施設あり、全て民間が経営

(1) 保護を必要とする刑務所出所者等をより多く保護

- ★施設の受入れ人数を拡大
→より多くの者に自立のきっかけを付与

(2) 施設整備の推進による受入れ体制の確保

- 〈経済情勢悪化等により、民間からの助成や自己資金の確保等が期待できない状況〉
- ★老朽化した施設の整備の補助限度額をアップ(1/2⇒3/4へ)
→刑事政策上なくてはならない施設の維持強化を国の責任で

(3) 役職員の資質向上

- ★役職員に対する研修の充実
→自立困難な刑務所出所者等を一層積極的に受け入れる体制作り

《対策2》新たな枠組みによる住居確保

更生保護施設だけでは受け入れきれない刑務所出所者等を保護するために、新たな枠組みを創設

○ NPO等と連携した緊急的住居確保・自立支援対策 (住居)

- ★空家等を活用して路上生活者等の支援を行っているNPO, 社会福祉法人等に宿泊等を委託

(自立支援)

- ★委託先職員が、住居を「毎日」巡回し、生活指導や緊急時対応を行うことにより、集中的に自立を支援
→比較的自立の進みやすい刑務所出所者等を対象



《対策3》住込み就労先等の確保

就労と住居は表裏の関係にあり、更生保護施設等の一時的住居を退所してからの「定住」先が必要

○ 住居付き雇入れ奨励金の創設等

- ★住込み・社員寮を提供して雇い入れた事業主に奨励金を支給
→住居と就労をセットで確保
→4.5万円×3月を上限
- ★事業主による矯正施設入所中の本人との面接を実施

[住居] [就労]



これらの枠組みを効果的に活用し、刑務所出所者等の社会復帰を支援して、再犯を防止

3 更生保護サポートセンターによる支援の強化

背景

- ★対応の難しい保護観察対象者の増加
(問題性の多様化・複雑化)
- ★地域社会の連帯感の低下
(人間関係の希薄化)
- ★社会経済状況の悪化(就労困難)

保護司個人の力量に
頼った活動の限界

■組織的に保護司を支援する体制の構築=保護司の処遇を支える仕組みが必要

■「保護司会」を核とした更生保護活動の拠点が必要

更生保護活動サポートセンターの設置

■現在、21地区にモデル的に設置 (H20年度6か所, H21年度15か所)

■保護司(企画調整保護司)が常駐(週5日)し、次の機能を担っている。

①保護司が行う保護観察処遇活動の支援

- ・保護観察中の人やその家族との面接場所の提供
- ・前歴を承知した上で雇用する「協力雇用主」の確保
- ・保護司同士による処遇協議・情報交換の実施

②地域の様々な関係機関・団体との連携

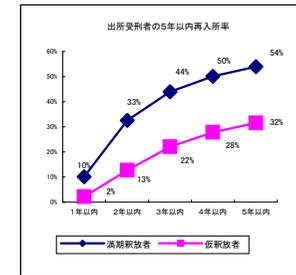
- ・福祉、医療、学校等の機関・団体との処遇協議の実施
- ・保護観察処遇に有効な機関・団体に関する情報の収集、保護司への提供

③地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

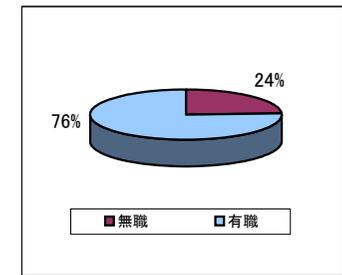
- ・地域住民からの非行相談への対応
- ・地域住民を対象とした非行防止セミナーや子育て教室等の実施

刑務所出所者等の抱える課題

満期釈放者の5年以内再入所率は
仮釈放者の約1.7倍(54%)
【平成21年】



保護観察対象者の24%が
無職(不安定状態)で保護観察終了
【平成21年】



相談先が見つからないまま再犯に至っている者が多い

窃盗受刑者の29%が、「事件を起こす前に誰かに相談したかった」が「誰に相談したらいいかわからなかった」と回答(法務総合研究所特別調査)

従来の機能に新たな機能を付与
社会復帰のための地域の拠点として整備し、**新**「更生保護サポートセンター」に!

新たな機能(刑務所出所者等の地域定着支援)

●満期釈放者、保護観察終了者等に対する相談支援

- ☆ 相談窓口の開設
- ☆ 各種の支援につなげるパーソナル・サポート
- ☆ 定期的な家庭訪問(アウトリーチ)
- ☆ サポートセンターへの通所等による居場所の提供

●帰住先・定住先の確保強化

- ☆ 出所後に帰れる場所や定住先の確保支援(地域の「受入れ先」探し)

●生活環境の調整の充実強化

- ☆ 引受人への相談支援の強化
- ☆ 関係機関と連携し、出所後に円滑な支援を行うための枠組みを構築

新たな機能
に対応
するため
に...

○5年間で全保護司会の約5割に当たる425か所に新たに設置
⇒全国の対象となる人員の約7割をカバー
⇒平成23年度は、85か所に新設

○企画調整保護司の拡充等

- ⇒・365日常駐するとともに、常駐人数を1名から2名に増加
- ・企画調整保護司を対象とした研修の実施

立ち直りを推進し、地域の安全・安心に寄与!

4 保護司適任者の確保及び更生保護サポーターの拡大

地域社会を基盤とする更生保護活動

- 犯罪や非行をした人の地域社会での立ち直りを推進
- 犯罪や非行のない社会の構築

長きにわたり
民間の力に支えられてきた

地域の民間ボランティアの参画・協力が不可欠

- 保護司（約5万人）：民間人としての持ち味を活かした保護観察処遇等
- 更生保護女性会員（約18万5千人）：自立のための料理教室や家事教室の実施、清掃活動等への協力などを通じて、立ち直りを支援
- BBS会員（約4千5百人）：兄や姉のような身近な存在として、学習支援や「ともだち活動」、グループ活動などを通じて、立ち直りを支援

近年の状況

- 更生保護を支える地域社会の絆の弱体化
- 更生保護ボランティアの減少傾向
- 高齢者や障害者、身寄りのない者など、自立困難な刑務所出所者等の増加
- 社会福祉士の国家試験の科目に更生保護制度が追加（H21年度）

このため

確実な立ち直りや再犯防止を図るためには、これまで以上に民間の更生保護ボランティアの協力を得ることが極めて重要

- 刑務所出所者等の立ち直りについての国民の理解と協力
- 刑務所出所者等の自立を支援する民間の更生保護活動の充実強化
- 福祉機関や福祉施設、福祉系の大学等との連携の拡大

具体的施策

更生保護を支える基盤の拡充策

保護司候補者検討協議会の拡大

町内会関係者、教育関係者、社会福祉関係者などから、保護司適任者について情報提供していただく「保護司候補者検討協議会」を450か所から665か所に拡大

（効果）

- ・幅広い層（職種・年齢）からの適任者の発掘
- ・地域の支持を得た適任者の確保
- ・必要な地域への配置・補充が可能

更生保護女性会員及びBBS会員に対する研修の充実

新規会員に対して、保護観察中の人との接し方等、基本的な知識やスキルを身に付けてもらう導入研修を実施

（効果）

- ・スキルアップによる協力活動の充実
- ・保護観察中の人への接し方に戸惑う等の理由で早期に辞めてしまう会員の減少

更生保護ボランティアに対する表彰の充実

功労・功績のあった保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等に対して記念品を贈呈

（効果）

- ・更生保護ボランティアの士気と意欲の向上
- ・新たな人材の確保

更生保護をテーマとしたシンポジウムの開催

福祉機関や福祉施設に勤務する職員、社会福祉系の大学生などを対象に、更生保護をテーマとしたシンポジウムを開催

（効果）

- ・高齢者や障害者等に対する保護観察における一層円滑な連携
- ・更生保護ボランティアを始めとする民間サポーターの拡大

5 民間との連携による保護観察処遇

(1) 社会貢献活動の実施体制の整備

! Point

犯罪や非行をした保護観察対象者に**社会貢献活動**を行わせ、**自己有用感**、**規範意識**、**社会性**の成長を促すことにより、**改善更生・再犯防止**を図る。**(社会貢献活動による立ち直りの促進)**

社会貢献活動が効果的

犯罪や非行をして保護観察になった人のうち

例えば...

社会とのかかわりの乏しい人に。

他人とうまくかかわれず
犯罪や非行をする人など

付和雷同する人に。

暴走族に加入して非行をする
少年など

ルールを軽視する人に。

軽微な犯罪や非行を繰り返す人など



どうせ期待されて
いないんだ...

ルールなんか守ら
なくていいんだ...

周りの人とうまく
やっていけない...

活動先職員・民間ボラ
ンティアによる協力

全国津々浦々の
活動先で実施

地域社会に役立つ
活動を行わせる

保護観察官・保護司
による指導

ありがとう。

施設

福祉施設での介護補助活動

ゴミを捨てちゃ
ダメだよ。

公共の場所での環境美化活動

再犯防止・改善更生

国民生活の安定・安全の実現に寄与

活動による処遇効果

「自己有用感」の成長

「規範意識」の成長

「社会性」の成長

ほくもやれば
できるんだ!

ルールを守って
大事だね

一緒に活動するって
楽しいなあ



しかし

導入には十分な準備と体制作りが必要

活動先の確保

協力者の確保

指導スタッフの充実

(2) 薬物事犯者処遇の強化

(現状)

- 覚せい剤事犯の再犯率は高水準であり、大学生や芸能人による薬物事件も相次いで発生
- 薬物依存からの回復には、プログラムの実施や医療機関等による医療・援助が必要
- 家族等の引受人のサポートなしで、断薬をすることは困難

(問題点)

- 違法薬物全般に対応できる保護観察所のプログラムがない
〔 保護観察所では、覚せい剤事犯者にのみ対応できるプログラムを実施している 〕
- 医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との連携が不十分
- 家族等の引受人に違法薬物や薬物依存に関する知識がなく、適切な対応がとれないことがある
〔 例：意思が弱いと責め、かえって薬物に逃避させてしまう
生活費などとして、安易に違法薬物の購入資金を渡してしまう 〕

(対策)

薬物事犯者本人への処遇の強化

- 専門家と協力して研究会を開催

- ・ 違法薬物全般に対応できるプログラムを開発
- ・ 民間との連携により必要な医療・援助を確保する方策を検討

家族等への支援

- 医療機関、薬物依存症リハビリ施設等と連携して薬物事犯者引受人会を実施

- ・ 薬物依存等についての正しい知識や再使用の兆候を発見した場合の対処方法等の習得